イ 利十〇二二
ロ 出廿〇十　利廿三〇二七　来九〇七、十〇十九
ハ 出二五〇廿二、四十〇廿四　王上八〇十、十一〇十二
ニ 来九〇七、十二、二四、二五
ホ 利四〇三
ヘ 出二八〇三九、四二、四三　列六〇十　撒四四〇十七、十八
ト 出廿〇十　利八〇六、七
チ 利四〇十四　民三九〇十一　代下二九〇廿一　歴六〇十七　撒四五〇廿二、廿三
リ 利九〇七　来五〇二、七〇　二七、二八、九〇七
ヌ 詩篇三〇二
ル 利十〇一　民十六〇十八、四六　歴八〇五
ヲ 出廿〇三四
ワ 出廿〇二、七、八　民十六〇七十六、四四、四六　歴八〇三、四
カ 出二五〇廿一
ヨ 利四〇五　来九〇十三、二五十〇四
タ 利四〇六
レ 来二〇十七、五〇二、九〇七、二八
ソ 利十六〇二　来六〇十九、九〇三、七、十二
ツ 利廿三〇十
ネ 利廿二〇二
ナ 利廿〇十八
ラ 太九〇廿　可五〇二五　路八〇四三
ム 利十五〇十二
ウ 利十五〇十三
ヰ 利十五〇十四
ノ 利十五〇十六
オ 利十〇二二
ク 利十一〇四七　出二四〇八
ヤ 撒四〇廿三
マ 民五〇三、十九〇十三、廿
ケ 撒五〇十一、廿三〇廿八
フ 利十五〇二
コ 利十五〇十九
エ 利十五〇二五
テ 利十五〇二四

ハ晚まで汚るゝなり○ また婦女流出あらんにうの肉の流出もし血ならば七日の間不潔なり凡て彼ゐ捫る者ハ晚まで汚るべし 二十 うの不潔の間に彼が臥たるところの物ハ凡て汚るべし又彼がうの上に坐れる物も皆汚れん 二一 うの床に捫る者ハ皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしうの身ハ晚まで汚るゝなり 二二 彼が凡て坐りし物ゐ捫る者ハ皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしうの身ハ晚まで汚るゝなり 二三 彼の床の上またはうの凡て坐りし物の上にある血に捫らばその人ハ晚まで汚るゝなり 二四 人もし婦女と寢てその不潔を身に得ば七日汚るべしその人の臥たる床ハ凡て汚れん 二五 婦女もしその血の流出不潔の期の外ゐありて多くの日ゐ渉ることあり又ハその流出する事不潔の期に逾るあらばその汚穢の流出する日の間ハ凡てその不潔の時の如くゐしてその身汚る 二六 凡てその流出ある日の間彼が臥ところの床ハ彼ゐおけること不潔の床のごとし 二七 凡そ彼が坐れる物ハその汚るゝこと不潔の汚穢のごとし 二八 是等の物に捫る人ハ凡て汚るその衣服を洗ひ水ゐ身を滌ぐべしその身ハ晚まで汚るゝなり 二九 彼もしその流出やみて淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん 三十 彼第八日に鳩鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のためゐ取りこれを祭司に携さへ來り集會の幕屋の門にいたるべし 三一 祭司その一を罪祭に一を燔祭ゐ獻げ而して祭司のれゐ汚穢の流出のために——ホバの前ゐ贖を爲べし 三二 斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れ去むべし是ハ彼等その中間にある吾が幕屋を汚してその汚穢に死ることなからん爲なり 三三 是すゐち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者 三四 その不潔を患ふ婦女或ハ男あるひハ女の流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關るところの條例なり

第十六章

一 アロンの子等二人がエホバの前ゐ獻ぐることを爲て死たる後にエホバ——モーセに斯告たまへり 二 即ちエホバ——モーセゐ言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の内なる聖所にいり櫃の上なる贖罪所の前ゐいたるべからず是死ることなからんためなり 三 其ハ我雲のうちにありて贖罪所の上ゐあらはるべければゐり アロン——聖所にいるゐは斯すべしすゐわち犢の牡を罪祭のために取り牡羊を燔祭のために取り 四 聖き麻の裏衣を着麻の褌をその肉にまとひ麻の帶をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是ハ聖衣なりその身を水にあらひてこれを着べし 五 またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭のためゐ取り牡羊一匹を燔祭のために取べし 六 アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のためゐ贖罪をゐすべし 七 アロンまたその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてエホバの前にこれを置き 八 その兩隻の山羊のためゐ籤を掣べし即ち一の籤をエホバのためゐし一の籤をアザゼルのためにすべし 九 而してアロンそのエホバの籤ゐあたりし山羊を獻げて罪祭となすべし 十 又アザゼルの籤にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しおきこれをもて贖罪をなしこれを曠野にふくりてアザゼルゐいたらすべし 十一 即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をゐし自己のためなる其罪祭の牡牛を宰り 十二 而して火鼎をとりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた兩手に細末の馨しき香を盈て之を障蔽の幕の中に携いり 十三 エホバの前ゐ於て香をその火に放べ香の煙の雲をして律法の上ゐる贖罪所を蓋いしむべし然せば彼死ることあらじ 十四 彼また牡牛の血をとり指をもて之を贖罪所の東面に灑ぎまた指をもてその血を贖祭所の前ゐ七回灑ぐべし 十五 斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りその血を障蔽の幕の内ゐ携へいりかの牡牛の血をもて爲しごとくその血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ 十六 イスラエルの子孫の汚穢とそ

ツ 出二九〇三六 結四五〇十八 宗九〇廿二、廿三
子 出三四〇三 路一〇十
ナ 出卅〇十 利四〇七、十八 宗九〇廿二、廿三
ラ 結四三〇廿 利十六〇十六 結四五〇廿
ム 利十六〇十六
ウ 曇五三〇六
井 曇五三〇十一、十二 約一〇二九 宗九〇二八 後前二〇二四
ノ 結四二〇十四、四四〇十九
オ 利十六〇三、五
ク 利四〇十
ヤ 十五〇五
マ 利四〇十二、廿一、六〇廿 宗十三〇十一
ケ 出卅四〇十 利廿三〇二七 民二五〇七 曇五八〇三、五 伯十〇三、十二
フ 詩五一〇二 哥前三〇八 哥五〇二六 宗九〇十三、十四、十七、二、翻巻一〇七、九
コ 利廿三〇廿二

の諸の悖れる罪とに縁て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯おすべきあり　彼が聖所において贖罪をおさんとて入たる時はその自己と己の家族とイスラエルの全會衆のために贖罪をなして出るまでい何人も集會の幕屋の内に居べからず　十八 斯て彼ヱホバの前の壇に出きたり之がために贖罪をなすべし即ちその牡牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角おつけ　十九 また指をもて七回その血を其の上おゝ灑ぎイスラエルの子孫の汚穢をのぞきて其を潔ようし且聖別べし　二十 斯かれ聖所と集會の幕屋と壇のためおゝ贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし　二一 然る時アロンその生る山羊の頭に兩手を拔きイスラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪をてとゞくその上おゝ承認えしてこれを山羊の頭に載せ選びおける人の手をもてこれを曠野に遣るべし　二二 その山羊彼等の諸惡を人おき地に任ゆくべきあり即ちその山羊を曠野に遣るべし　二三 斯してアロン集會の幕屋にいりその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處に置き　二四 聖所において身を水にそゝぎ衣服をつけて出で自己の燔祭と民の燔祭とを献げて自己と民とのためおゝ贖罪をなすべし　二五 また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきあり　二六 かの山羊をアザゼルに遣りし者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし　二七 聖所において贖罪をおさんためにその血を携へ入たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に燒べし　二八 之を燒たる者は衣服を濯ひ水おゝ身を滌ぎて然る後營にいるべし　二九 汝等永く此例を守るべし即ち七月おいたらゞその月の十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然すべし　三十 其ゝての日おゝ祭司汝らのために贖罪をおして汝らを淨むれば汝らがヱホバの前にその諸の罪を清められんためにおす者あり　三一 是は汝らの大安息日あり汝ら身

ヱ 利四〇三、五、十六
テ 出二九〇二九、卅 民廿〇二六、二八
ア 利十六〇六、十六、十七、十八、二四
サ 利十六〇六、十六、十七、十八、二四
キ 利廿三〇廿一 民二九〇七
ユ 出卅〇十 宗九〇七、二五
イ 申十二〇五、十五〇廿一
ロ 申十二〇五、六、十三、十四
ハ 雖五〇十三
ニ 創十七〇十四
ホ 創廿一〇卅三、廿二〇二、廿一〇五四 申十二〇二、五上十四〇廿三 王下十六〇四、十七〇十 代下二八〇四 結廿〇二八、廿二〇九
ヘ 利三〇二
ト 出二九〇十八 利三〇五、十一、十六 四〇卅一 民十八〇十七
チ 出三四〇十五 利廿〇五 申卅一〇十六 結廿三〇八
リ 申卅一〇十七、代下十一〇十五 詩百六〇三七 哥前十〇廿 詩二〇廿
ヌ 利十七〇二三
ル 利十七〇四
チ 創九〇四 利三〇十七、七 〇二六、二七、十九〇二六 申十二〇十六、十七、十五 〇廿三、廿二 母上十四〇廿三 結四四〇七
ワ 利廿〇三、五、六、二六〇十七、四四四〇十一 結十四〇八、十五〇七

をおやますべし是永く守るべき例なり　三二 膏をそゝがれて任ぜられその父おゝ代りて祭司の職をおすところの祭司贖罪をなすべし彼は麻の衣すなはち聖衣を衣べし　三三 彼すなはち至聖所のために贖罪をなしまた集會の幕屋のためと壇のために贖罪をなしまた祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし　三四 是汝等ゞ永く守るべき例にしてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者あり彼すなはちヱホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第十七章

一 ヱホバモーセおゝ告て言たまはく　二 アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれおゝ言べしヱホバの命ずるところ斯のごとし云く　三 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を營の内に宰りあるひゝ營の外に宰ることを爲し　四 之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りヱホバの幕屋の前において之をヱホバおゝ禮物として献ぐることを爲ざる者は血を流せる者と算らるべし彼は血を流したるなれば其の民の中より絶るべきなり　五 是はイスラエルの子孫をしてその野の表に犧牲とするところの犧牲をヱホバおゝ牽きたらしめんがためなり即ち彼等は之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭としてヱホバに獻ぐべきなり　六 然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるヱホバの壇にそゝぎまたその脂を馨しき香のために焚てヱホバおゝ奉つるべし　七 彼等はその慕ひて淫せし魑魅に重て犧牲をさゝぐ可らず是は彼等ゞ代々永くまもるべき例あり　八 汝また彼等おゝ言べし凡そイスラエルの家の人またはい汝らの中に寄寓る他國の人燔祭あるひは犧牲を獻ぐることをせんおゝ　九 之を集會の幕屋の門に攜へきたりてヱホバにこれを獻ぐるにあらずばその人はその民の中より絶るべし　十 凡そイスラエルの家の人またはい汝らの中おゝ寄寓る他國の人の中何の血おゝよらず血を食ふ者あれば我その血を食ふ人にわが面をむけ

て攻めろの民の中より之を斷さるべし　十一其い肉の生命い血にあれべなり我汝等ごこれを以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんためゐ是を汝等に與ふ血いろの中に生命のある故によりて贖罪をなす　十二者なれべなり　是をもて我イスラエルの子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからずまた汝らの中に寄寓る他國の人も血を食ふべからず　十三凡ろイスラエルの子孫の中またい汝らの中ゐ寄寓る他國の人の中もし食むるべき獸あるひは鳥を獵獲たる者あらべろの血を灌ぎいだし土ゐて之を掩ふべし　十四凡の肉の生命はろの血にして是いすゐはちろの魂たるゐり故に我イスラエルの子孫にいへりゐんぢらは何の肉の血をもくらふべからず其い一切の肉の生命はろの血なをむゐり凡て血をくらふものは絶るべし　十五およろ自ら死たる物または裂あろされし物をくらふ人はなんぢらの國の者にもあを他國の者ゐもあれろの衣服をあらひ水ゐ身をそゝぐべしその身い晩までけゞるゝゐりろの後い潔し　十六ろの人もし洗ふことをせずまたその身を水に滌おずべその罪を任べし

第十八章

一ヱホバまたモーセに告て言たまむく　二イスラエルの子孫ゐ告て之ゐ言へ我い汝らの神ヱホバゐり　三汝らその住をりしエジプトの國ゐ行いるゝ所の事等を傚ひ行ふべからずまた我ゞ汝等を導きいたるカナンの國にをこゐむるゝ所の事等を傚ひおこなふべからずまたその例に歩行べからず　四汝等い我ゞ法を行ひ我ゞ例をまもりてその中にゐゆむべし我い汝等の神ヱホバゐり　五汝等わゞ例とわゞ法をまもるべし人もし是を行むゞ之によりて生べし我いヱホバゐり○　六汝等凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するゐかれ我いヱホバなり　七汝の母と淫するなかれ是汝の父を辱ゑむるゐれべゐり彼い汝の母ゐれべ汝これと淫するゐりれ　八汝の父の妻と淫するなかれ是汝の父を辱ゑむるなればなり　九汝の姉妹すゐむち

汝の父の女子と汝の母の女子い家に生れたると家外ゐ生れたるとゐよらず凡てこれと淫するなかれ　十汝の男子の女子または汝の女子の女子と淫する事なかれ是自己を辱ゑむるなれべなり　十一汝の父の妻ゞ汝の父によりて產たる女子い汝の姉妹ゐれを之と淫する勿れ　十二汝の父の姉妹と淫するなかれ是い汝の父の骨肉の親なれべなり　十三また汝の母の姉妹と淫する勿れ是い汝の母の骨肉の親なり　十四汝の父の兄弟の妻ゐ親づきて之と淫する勿れ是は汝の叔伯母なり　十五汝の媳と淫するなかれ是い汝の息子の妻なれを汝これと淫する勿れ　十六汝の兄弟の妻と淫する勿れ是汝の兄弟を辱ゑむるなれべなり　十七汝婦人とその婦の女子とゐ淫する勿れまたその婦人の子息の女子またいその女子の女子を取て之ゐ淫する勿れ是等い汝の骨肉の親ゐれべ然するい惡し　十八汝妻の尙生る間に彼の姉妹を取て彼とおなじく妻となして之に淫する勿れ　十九婦のその行經の汚穢ゐある間いこをゐ近づきて淫するゐかれ　二十汝の鄰の妻と交合して彼によりて己ゞ身を汚すゐかれ　二一汝その子女ゐ火の中を通らしめてこれをモロクにさゝぐることを絶て爲ざれ亦汝の神ヱホバの名を汚すことゐかれ我いヱホバゐり　二二汝女と寢るごとくに男と寢るなかれ是い憎むべき事なり　二三汝獸畜と交合して之によりて己ゞ身を汚すこと勿れまた女たる者い獸畜の前に立て之と接ること勿れ是憎むべき事なり　二四汝等いこの諸の事をもて身を汚すなかれ我が汝等の前に逐はらふ國々の人いこの諸の事によりて汚れ　二五その地もまた汚る是をもて我その惡のために之を罰すその地も亦自らそこに住る民を吐いだすなり　二六然ゞ汝等いわゞ例と法を守りこの諸の憎むべき事を一も爲べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓る他國の人も然るべし　二七汝等の先にありし此地の人々いこの諸の憎むべき事を行へりその地もまた汚る　二八汝等い是のごとくするなかれ恐くいみの地汝らの先にありし國人を吐いだす如くに汝らをも吐

いださん　二九凡そこの憎むべき事等を一にても行ふ者あれば之を行ふ人いその民の中より絶るべし　三十然ば汝等いわゞの例規を守り汝等の先におこなはれし是等の憎むべき習俗を一も行ふなかれまた之わよりて汝等身を汚す勿れ我い汝等の神ヱホバなり

第十九章

一　ヱホバまたモーセわ告て言たまむく　二　汝イスラエルの子孫の全會衆につげてこれわ言へ汝等宜く聖あるべし其い我ヱホバ汝らの神聖あれば　三なり　汝等おの〳〵その母とその父を畏れまた吾ゞの安息日を守るべし我い汝らの神ヱホバなり　四　汝等虚き物を恃むなかれまた汝らのために神々を鑄造ることなかれ我い汝らの神ヱホバなり　五　汝等酬恩祭の犧牲をヱホバにさゝぐる時いその受納らるゝやうわ献ぐべし　六之を食ふことい之を献ぐる日とその翌日に於てすべし若殘りて三日わいたらばこれを火に燒べし　七もし第三日に少にても之を食ふことあらば是い憎むべき物となりて受納られざるべし　八之を食ふ者いヱホバの聖物を汚すによりてその罰を蒙むるべし卽ちその人い民の中より絶さられん　九　汝らの地の穀物を穫るときにい汝等その田野の隅々までを盡く穫可らず亦汝の穀物の遺穗を拾ふべからず　十　また汝の葡萄園の菓を取つくすべからずまた汝の葡萄園に落たる菓を歛むべからず貧者と旅客のためにこれを遺しおくべし我い汝らの神ヱホバなり　十一　汝等竊むべからず僞べからず互わ欺くべからず　十二　汝等わゞの名を指て僞り誓ふべからずまた汝の神の名を汚すべからず我はヱホバなり　十三　汝の鄰人を虐ぐべからずまたその物を奪ふべからず傭人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず　十四　汝聾者を詛ふべからずまた瞽者の前に礙物をおくべからず汝の神を畏るべし我いヱホバなり　十五　汝審判をおすに方りて不義を行なふべからず貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公義をもて汝の隣を審判べし　十六　汝の民の間わ往めぐりて人を讒るべからず汝の隣人の血をおがすべからず我はヱホバなり　十七　汝心わ汝の兄弟を惡むべからず必ず汝の隣人を勸戒むべし彼の故わよりて罪を身にうくる勿れ　十八　汝仇をかへすべからず汝の民の子孫わ對ひて怨を懷くべからず己のごとく汝の隣を愛すべし我いヱホバなり　十九　汝らわゞの條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野わ播べからず麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず　二十　凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隸の女わして夫わ適く約束をなせし者あらんわ人もしこれと交合しなむその二人を譴責むべし然ど之を殺すわ及むず是その婦いまだ解放れざるが故なり　二一　その男い徳祭をヱホバに攜へきたるべし卽ち徳祭の牡羊を集會の幕屋の門に牽きたるべきなり　二二而して祭司その人の犯せる罪のためにその徳祭の牡羊をもてヱホバの前わことをがためわ贖罪をなすべし斯せゞその人の犯せし罪赦されん○　二三　汝等うの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時いその果實をもて未だ割禮を受ざる者と見做べし卽ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者となすべし是い食はれざるなり　二四　第四年にい汝らそのもろ〳〵の果實を聖物となしこれをもてヱホバわ感謝の祭を爲べし　二五　第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのためわ多く實を結ぶん我い汝らの神ヱホバなり　二六　汝等何をも血のまゝに食ふべからずまた魔術を行ふべからず卜筮をなすべからず　二七　汝等頭の鬢を圓く剪べからず汝鬚の兩方を損ずべからず　二八　汝等死る人のために己ゞの身を傷くべからずまたその身に刺文をなすべからず我いヱホバなり　二九　汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐くい淫事國におこなはれ罪惡國わ滿ん　三十汝等わが安息日を守りわゞ聖所を敬ふべし我いヱホバなり　三一　汝等憑鬼者を恃むなかれ卜筮師わ問ことを爲て之に身を汚さるゝなかれ我は汝らの神ヱホバなり　三二　白髮の人の前わい起わがるべしまた老人の身を

ア 利十九〇十四
サ 出廿二〇廿一、廿三〇九
キ 出十二〇四、八、四九
ユ 申十〇十九
メ 利十九〇十五
ミ 申三〇十三、十五、箴十一〇一、十六〇十一、廿〇
シ 利十八〇四、五、出四〇五、六、五〇一、六〇二、五
イ 利十八〇二
ロ 利十八〇廿一、申十二〇廿一、十八〇十七、廿三〇十七、代下十廿七〇十七、廿三〇十、代下十廿三〇六、耶七〇廿一、廿二〇三、五、結廿〇二、六、廿一
ハ 利十七〇十
ニ 結五〇十一、廿三〇三八、三九
ホ 利十八〇廿一
ヘ 申十七〇二、三、五
ト 利十七〇十
チ 出廿〇五
リ 利十七〇七
ヌ 利十九〇廿一
ル 利十一〇四、十九〇二、箴四一〇十六
カ 出廿一〇十三、七
ワ 出廿一〇三、八
ヨ 出廿一〇十七、申二七〇十
タ 利十二〇廿、十三、十四、十六、十八、十九、二〇廿一、十二、十三、十九、二〇七、廿下一〇十六、二〇廿、廿二〇廿二、箴八〇四、五
レ 利十八〇八、申廿七〇廿三

敬ひ汝の神を畏るべし我ハヱホバなり 三三 他國の人汝らの國ゐ寄留て汝とゑもゐ在バこれを虐ぐるおかれ
三四 汝等とゑもに居る他國の人をバ汝らの中間に生れたる者のごとくし己のごとくゐ之を愛すべし汝等も
エジプトの國ゐ客たりし事あり我は汝らの神ヱホバなり 三五 汝等審判に於ても尺度ゐ於ても秤子ゐ於ても
升斗ゐ於ても不義をなすべからず 三六 汝等公平き秤公平き錘公平きエパ公平きヒンをもちふべし我ハ汝ら
の神ヱホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり 三七 汝等ゐの一切の條例とゐが一切の律法を守りて
これを行おふべし我ハヱホバなり

第二十章

一 ヱホバまたモーセゐ告て言たまもく 二 汝イスラエルの子孫ゐ言べし凡そイスラエルの子孫
の中またはイスラエルに寄寓る他國の人の中その子をモロクゐ献ぐる者ハ必ず誅さるべし國の民石をも
て之を擊べし 三 我またわが面をその人ゐむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其ハ彼その子をモロ
クゐ献げて吾が聖所を汚しまたわが聖名を褻せ心おり 四 その人がモロクにその子を獻ぐる時に國の民も
し目を掩ひて見ざるがごとくし之を殺すことをせず 五 我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡
て彼ゐ傚ひてモロクと淫をおこおふところの者等をその民の中より絶ん 六 憑鬼者または小筮師を恃みこ
れに從がふ人あらば我わが面を其人にむけ之をその民の中ゐ絶べし 七 然ば汝等宜く自ら聖潔して聖ある
べし我ハ汝らの神ヱホバたるおり 八 汝等わが條例を守りこれを行ふべし我ハ汝らを聖別るヱホバなり
凡てその父またはその母を詛ふ者ハかならず誅さるべし彼その父またはその母を詛ひたればその血ハ自
身に歸すべきおり 十 人の妻と姦淫する人すなわちその鄰の妻と姦淫する者われらその姦夫淫婦ともにか
おらず誅さるべし 十一 人の妻と姦淫する人ハ父を辱ぢむるおり兩人ともにかおらず誅さるべしその血ハ自

ソ 利十八〇十五
ツ 利十八〇廿三
子 利十八〇廿二、申廿三〇十七、創十九〇五、士十九〇廿二
ナ 利十八〇十七、申廿七〇廿三
ラ 利十八〇廿三、申廿七〇廿一
ム 利十八〇九、申二七〇廿二、創廿〇十二
ウ 利十八〇十九、十五〇二四
井 利十八〇十二、十三
ノ 利十八〇六
オ 利十八〇十四
ク 利十八〇十六
ヤ 利十八〇二六、十九〇三七
マ 利十八〇三五、二八
ケ 利十八〇三、二四〇廿
フ 利十八〇二七、甲九〇五
コ 出三〇十七、六〇八
エ 利廿〇二六、出十九〇五、廿三〇十六、申七〇六、十四〇二、王上八〇五三
テ 利十一〇四七、申十四〇四

己に歸せん 十二 人もしその子の妻と寢る時ハ二人ともにかおらず誅さるべし是憎むべき事を行へるおりその
の血ハ自己に歸せん 十三 人もし婦人と寢るごとく男子と寢ることをせゑ是その二人憎むべき事をおこおふ
おり二人ともにかおらず誅さるべしその血ハ自己ゐ歸せん 十四 人妻を娶る時ゐそれの母をともゐ娶らゑ是
惡き事なり彼も彼等もともに火に燒るべし是汝らの中に惡き事の無らんためなり 十五 男子もし獸畜と交合
しおゑかならず誅さるべし汝らまたその獸畜を殺すべし 十六 婦人もし獸畜に近づきこれと交らばその婦人
と獸畜を殺すべし是等ハともに必ず誅さるべしその血ハ自己に歸せん 十七 人もしその姉妹すなはちその父
の女子あるひハ母の女子を取りて此ハ彼の陰所を見彼ハ此の陰所を見おバ是恥べき事をおすなりその民
の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したればその罪を任べきおり 十八 人もし經水ある婦人と
寢て彼の陰所を露はすことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源を露すあらバ二人とも
にその民の中より絶るべし 十九 汝の母の姉妹または汝の父の姉妹の陰所を露はすべからず斯する時はその
骨肉の親たる者の陰所をあらはすあれバ二人ともにその罪を任べきなり 二十 人もしその伯叔の妻と寢る時
ハ是その伯叔の陰所を露ハすあれバ二人ともゐその罪を任ひ子おくして死ん 二一 人もしその兄弟の妻を取
バ是汚ハしき事なり彼その兄弟の陰所を露ハしたるなればその二人は子なおるべし 二二 汝等ハ我ゐ一切の
條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せバ我ゐ汝らを住せんとて導き行ところの地汝らを吐いだす
ことを爲じ 二三 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等はこの諸の事をおし
たれバ我かれらを惡むなり 二四 我ささに汝等ゐ言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべし
是ハ乳と蜜の流るゝ地なり我ハ汝らの神ヱホバゐして汝らを他の民より區別てり 二五 汝等ハ獸畜の潔と汚

たると禽の潔と汚たるとを區別べし汝等い我ごの汚たる者として汝らのために區別たる獸畜またい禽また
い地に匍ふ諸の物をもて汝らの身を汚すべからず　二六 汝等い我の聖者となるべし其い我ヱホバ聖けれバな
り我また汝等をして我の所有とならしめんぶために汝らを他の民より區別たるおり　二七 男またい女の憑鬼
者をなし或い卜筮をなす者いかならず誅さるべし卽ち石をもてこれを擊べし彼等の血は彼らゐ歸せん

第二十一章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまいくアロンの子等なる祭司等ゐ告てこれに言へ民の中の死
人のためゐ身を汚す者ゐるべからず　二 但しその骨肉の親のためすなむちその母のため父のため男子のた
め女子のため兄弟のため　三 またその姉妹の處女にして未だ夫ゐらざる者のためゐい身を汚すも宜し　四 祭
司いその民の中の長者なれバ身を汚して褻たる者となるべからず　五 彼等い髮をそりて頭ゐ毛なき所をつ
くるべからずその鬚の兩旁を損ずべからずまたその身に傷つくべからず　六 その神ゐ對て聖あるべくまた
その神の名をけがすべからざ彼等はヱホバの火祭すないち其神の食物を獻ぐる者なれバ聖あるべきおり
七 彼等い妓女またい汚れたる女を妻に娶るべからずまた夫ゐ出されたる女を娶るべからず其いその身ヱ
ホバにむかひて聖けれバなり　八 汝かれをもて聖者とすべし彼い汝の神ヱホバの食物を獻ぐる者なれバな
り汝すないちこれをもて聖者となすべし其い我ヱホバ汝らを聖別る者聖けれバなり　九 祭司の女たる者淫
行をおしてその身を汚さゞ是その父を汚すなり火をもてこれを燒べし　十 その兄弟の中灌膏を首にそゝ
がれ職に任ぜられて祭司の長となれる者いその頭をあらはすべからずまたその衣服を裂べからざ　十一 死人
の所に往べからずまたその父のためゐも母のためにも身を汚すべからず　十二 また聖所より出べからざそ
の神の聖所を褻すべからず其いその神の任職の灌膏首にあれバおり我いヱホバなり　十三 彼妻にい處女

ア 利十一〇四三
サ 利廿〇七、十九〇二　機箭
一〇十六
キ 利廿〇二四　冬二〇十四
出廿二〇十八　利十九〇卅
ユ 一　申八〇十、十一　得上
二八〇七、八
メ 利廿〇九

イ 結四四〇二五

ロ 結四四〇十六、十七

ハ 利十九〇二七、二八　申十
四〇二　結四四〇廿二

ニ 利十八〇廿一、十九〇十二
ホ 利三〇十一
ヘ 結四四〇廿二
ト 甲十四〇一、二

ナ 利廿〇七、八
リ 創三八〇二四
ヌ 出二九〇二九、卅　利八〇
十二、十六〇卅二　民三五
〇三五
ル 出二八〇二　利十六〇卅二
ヲ 利十〇六
ワ 民十九〇十四　利廿一〇
一、二
カ 利十〇七
ヨ 出二八〇三六　利八〇九、
十七、卅
タ 利廿一〇七　結四四〇廿二

レ 利廿一〇八
ソ 利十〇三　民十六〇五　餘
六五〇四
ツ 利三〇十一
子 利廿二〇廿三

ナ 申廿三〇一
ラ 利廿一〇六

ム 利二〇三、十六〇十七、二
九、七〇一、二四〇九　民十
八〇九
ウ 利廿二〇十、十一、十二　民
十八〇十九
非 利廿一〇十二

イ 民六〇三
ロ 出二八〇三六　民十八〇卅
ハ 申十五〇十九
ハ 利十八〇廿一

ニ 利七〇廿
ホ 利十五〇二
ヘ 利十四〇二、十五〇十三
ト 民十九〇十二、廿二
チ 利十五〇十六
リ 利十一〇二四、三四四
ヌ 利十五〇七、十九
ル 利十五〇五　所十〇廿二

を娶るべし　十四 寡婦休れたる婦またい汚れたる婦妓女等い娶るべからず惟自己の民の中の處女を妻にめと
るべし　十五 その民の中に自己の子孫を汚すべからずヱホバこれを聖別れバなり　十六 ヱホバモーセに告て言
たまいく　十七 アロンに告て言へ凡そ汝の歷代の子孫の中身に疵ある身い進みよりてその神ヱホバの食物を
獻ぐる事を爲べからず　十八 凡て疵ある人い進みよるべからずすなむち瞽者跛者および鼻の缺たる者成餘る
ところ身にある者　十九 脚の折たる者手の折たる者　二十 傴僂者、侏儒、目に雲膜ある者、疥ある者、癬ある者、
外腎の壞れたる者等い進みよるべからず　二一 凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者い進みよりてヱホバ
の火祭を獻ぐべからず彼い身に疵あるなれば進みよりてヱホバの食物を獻ぐべからざるなり　二二 神の食物
の至聖者も聖者も彼い食ふことを得　二三 然ど障蔽の幕に至べからずまた祭壇ゐ近よるべからず其い身に疵
あれバなり斯のれわが聖所を汚すべからず其い我ヱホバこれを聖別れバなり　二四 モーセすなむちアロン
とその子等およびイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第二十二章

一 ヱホバモーセに告て言たまたく　二 汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの
子孫の聖物をみだりに享用ざらしめまたその聖別て我にさゝげたる物についてわが名を汚すこと無らし
むべし我はヱホバなり　三 彼等に言へ凡そ汝等の歷代の子孫の中都てイスラエルの子孫の聖別て我ゐさゝ
げし聖物に汚たる身をもて近く者あれバその人いわが前より絶るべし我いヱホバなり　四 アロンの子孫の
中癩病ある者またい流出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死躰に汚れたる物ゐ捫
れる者またい精をもらせる者　五 または凡て人を汚すところの匍行物に捫れる者またい何の汚穢を論ずず
人をして汚をしむるとまろの人に捫れる者　六 此のごとき物に捫る者い晩まで汚るべしまたその身を水に